常任委員会等の公開

更新日：平成２８年９月１６日

常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会を原則公開します。

佐久穂町議会基本条例第６条第２項により公開を原則とします。

これまでは、委員会及び全員協議会の傍聴については、委員長又は議長による許可制としてきましたが、住民の皆さまに開かれた議会とするため、秘密会とする場合を除き「委員会及び全員協議会は公開すると定めました。

これにより、本会議同様、議事堂の傍聴受付で受付をしていただくだけで、傍聴いただけるようになりました。

ただし、会議室の都合上、同時に傍聴いただける人数に制限があります。